## 佐賀県告示第46号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成31年2月19日から平成31年3月18日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 2 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類	道路の区域			
及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	西松浦郡有田町北ノ川内字小	後	21.7~	774. 6
曲川心野線	辻丙 577 番 1 地先から		5. 5	
	西松浦郡有田町北ノ川内字立			
	林丙 1374 番 2 地先まで			
	西松浦郡有田町北ノ川内字小	前	15.1~	776. 2
	辻丙 577 番 1 地先から		4. 9	
	西松浦郡有田町北ノ川内字立			
	林丙 1374 番 2 地先まで			